

令和2年第1回今帰仁村議会臨時会会議録

| | | | | |
|--|---------------|---------------|--------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日 | 令和2年2月3日 | | | |
| 招 集 場 所 | 今帰仁村議会議場 | | | |
| 開 閉 会 日 時 及 び 宣 告 | 開 会 | 2月3日 午前10時00分 | | |
| | 閉 会 | 2月3日 午後2時05分 | | |
| 出席（応招）議員 | 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 |
| | 1 | 島 袋 誠 | 8 | 與 那 勝 治 |
| | 2 | 上 原 祐 希 | 9 | 山 城 太 |
| | 3 | 與那嶺 透 | 10 | 與 儀 常 次 |
| | 4 | 座間味 薫 | 11 | 嘉 陽 崇 |
| | 5 | 座間味 邦 昭 | | |
| | 6 | 吉 田 清 尊 | | |
| | 7 | 玉 城 みちよ | | |
| 欠席（不応招）議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | 11 | 嘉 陽 崇 | 1 | 島 袋 誠 |
| 職務のため議場 に出席したもの | 事務局 長 | 我那覇 尚 一 | 書 記 | 松 田 洋 子 |
| | 局長補佐 兼議事係長 | 玉 城 民 枝 | | |
| 地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名 | 村 長 | 喜屋武 治 樹 | 経 済 課 長 | 久 田 哲 史 |
| | 副 村 長 | 謝 花 良 竹 | 住 民 課 長 | 仲 村 美 奈 子 |
| | 教 育 長 | 玉 城 奎 | 福祉保健課長 | 宮 里 政 有 |
| | 総 務 課 長 | 我那覇 隆 文 | 幼 保 連 携 推 進 室 長 | 宮 里 晃 |
| | 企画財政課長 | 田 港 朝 津 | 会 計 管 理 者 | 金 城 寛 樹 |
| | 学校教育課長 | 桃 原 秀 樹 | 総務課補佐兼 総務係長 | 新 里 久 夫 |
| | 社会教育課長 | 嘉 陽 健 | | |
| 建設課長兼 水道課長 | 嶺 井 雄 二 | | | |

令和2年第1回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

令和2年2月3日（月曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

| 日程 番号 | 議案番号 | 事 件 名 | 摘 要 |
|----------|-------|--------------------------|----------------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 2 | | 会期の決定 | |
| 3 | 議案第1号 | 令和元年度今帰仁村一般会計第9回補正予算について | 説明・質疑 討論・採決 |
| 4 | 報告第1号 | 専決処分の報告について | 報 告 |

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和2年第1回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番 嘉陽 崇議員及び1番 島袋 誠議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第1号 令和元年度今帰仁村一般会計第9回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第1号

令和元年度今帰仁村一般会計第9回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和元年度今帰仁村一般会計補正予算(第9回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,057千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億1,088万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月3日提出
今帰仁村長 喜屋武 治樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|----------|-----------|-------|-----------|
| 17 財産収入 | | 72,038 | 1,225 | 73,263 |
| | 2 財産売却収入 | 55,608 | 1,225 | 56,833 |
| 19 繰入金 | | 583,102 | 832 | 583,934 |
| | 1 繰入金 | 583,102 | 832 | 583,934 |
| 歳入合計 | | 6,708,831 | 2,057 | 6,710,888 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|---------|-----------|-------|-----------|
| 2 総務費 | | 1,284,635 | 1,397 | 1,286,032 |
| | 1 総務管理費 | 1,142,772 | 1,397 | 1,144,169 |
| 3 民生費 | | 1,927,151 | 180 | 1,927,331 |
| | 2 児童福祉費 | 736,070 | 180 | 736,250 |
| 4 衛生費 | | 529,222 | 0 | 529,222 |
| | 1 保健衛生費 | 315,150 | 0 | 315,150 |
| 8 土木費 | | 440,039 | 80 | 440,119 |
| | 2 道路橋梁費 | 249,080 | 0 | 249,080 |
| | 5 住宅費 | 26,487 | 80 | 26,567 |
| 10 教育費 | | 649,170 | 400 | 649,570 |
| | 4 幼稚園費 | 31,790 | △200 | 31,590 |
| | 5 社会教育費 | 187,941 | 600 | 188,541 |
| 歳出合計 | | 6,708,831 | 2,057 | 6,710,888 |

なお、統括につきましては担当課より説明いたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 私のほうから、令和元年度今帰仁村一般会計第9回補正予算について、歳入歳出における補正の説明をいたします。通常ならば300万円以上のところで説明してまいりましたが、今回は300万円以上がございませんので、各項目について説明を申し上げます。

6ページをお願いします。17款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入、補正額122万5,000円は、1節土地売却収入におけます普通財産の1件の売り払いによる収入でございます。

続いて、7ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金83万2,000円、1節繰入金、財政調整基金83万2,000円の繰り入れは、今回の補正予算に対する一般財源の投入でございます。

続いて、8ページをお願いします。歳出になります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、

補正額17万2,000円は13節委託料におけます職員採用試験実施委託料の17万2,000円によるものでございます。続いて、4目財産管理費122万5,000円は25節積立金122万5,000円、今帰仁村公共施設等総合管理基金への土地売却収入を積み立てるものでございます。そちらは先ほど歳入で説明した1件の事案であります。それから5目企画費、補正額はゼロであります。役員費でマイナス5,000円、14節で使用料及び賃借料の5,000円の計上、そちらのほうはふるさと納税の推進事業による事業の組み替えの5,000円です。

続いて、9ページ、3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費、補正額18万円は11節需用費の修繕費の今帰仁保育所厨房水洗の修繕費に充てる18万円です。

続いて、10ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、補正額はゼロ円です。11節の需用費に1万4,000円の減額、18節備品購入費で1万4,000円の計上、こちらのほうは予算の組み替えによるものでございます。

続いて、11ページをお願いします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、補正額ゼロ円です。12節の役務費において40万3,000円の減額、22節の補償、補填及び賠償金のほうで40万3,000円の計上、予算の組み替えです。

続いて、12ページをお願いします。同じく8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費の補正額8万円です。11節の需用費におきまして住宅修繕費に充てる8万円の計上です。

続いて、13ページ、10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、補正額マイナス20万円は7節賃金におけます教育環境充実事業、支援員の事業費の減によるものでございます。

続いて、14ページ、10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額6万円は19節負担金、補助及び交付金、児童生徒等の県外派遣事業の60万円の追加分の計上です。以上、今回の補正予算の説明といたします。

○ **座間味 薫 議長** これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。8番與那勝治議員。

○ **8番 與那勝治 議員** 議案第1号、補正予算の歳入について質疑をします。

6ページ、17款2項1目、土地売却収入でありますけれども、この場所、坪数、坪単価とか、その辺の説明を求めます。

○ **座間味 薫 議長** 田港朝津企画財政課長。

○ **田港朝津 企画財政課長** 8番 與那勝治議員の質疑について説明します。

6ページの17款2項1目1節土地売却収入の122万5,000円の説明でございますが、そちらの場所といたしましては天底地内になりますが、大井川沿いのマツチャク側と言ったほうが説明が付きやすいと思うのですが、マツチャク側にあります従来より、土地を賃貸借していたサトウキビ畑を耕作者より申し出がありまして、1件の契約でございます。面積は1,417㎡、坪数で429坪になります。122万5,000円の内訳でございますが、土地代が73万7,000円、それから土地の鑑定料としましての委託にかかわった11万円、それと大きな面積でございましたので分筆登記がされております。分筆登記代が37万8,000円で合計の122万5,000円です。鑑定による土地の平米単価は500円で、坪当たり1,720円に相当します。合計して鑑定料と分筆代を加えた122万5,000円の総額としましたら、平米単価は865円、坪当たりで2,858円に相当いたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 今回土地売却収入、これに至るまで今まで賃貸借だったということで説明があったんですけども、これを売るというところまでのいきさつですか、この辺の説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明します。

契約に至ったいきさつでございますが、昨年度、平成31年の4月ごろだったと思うんですが、本人、耕作している方から畑を購入したいということの申し出がありまして、令和元年5月13日に今帰仁村公有財産管理運用委員会のほうで申し出についてを確認いたしました。そのときに分筆登記や土地の鑑定に係る費用を本人が持つてできるのであれば売ってもよいのではないかと確認されて、その旨を本人に通知をして、それでも契約しますという回答が得られましたので、その手続をとって、今回の予算計上になったところであります。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 現在ですね、賃貸借で村が土地を貸しているところとか、そういうのは結構あるのかないのか。今後そういう人が売ってほしいと、払い下げしてほしいということがあれば、また今回みたいにしてできるのかどうか。この辺の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明します。

これまで村有地を貸している部分というのは、企画財政課で管理しているところは普通財産であります。その中で主に畑が多いんですけども、そういった小作をされている場合はできるだけ買いとるように、こちらかも相談をしているところでありました。今回そのように本人から申し出があったので必要経費も計上して、契約額に上乗せをして処分することができるということになるんですが、そのほかの事案についても企画財政課としては、その処分を対象に検討しているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時18分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時20分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 失礼しました。一覧表を持っていないので件数まではちょっと報告できないのですが、当初予算の計上で土地の貸付収入としましては673万7,000円を計上しております。また、今回の契約によって、貸付収入はその分は減って、来年度減る形にはなっていきます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 収入について質疑いたします。

今8番議員からあったのと重複するのですが、ある程度理解できているんですけども、この土地、地目は畑、農振地域なのか。そして契約に当たって何か条件とかあるのか、何年間とか、縛りとか。その辺の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 9番 山城 太議員の質疑について説明します。

6ページの土地売却収入の予算でございますが、地目は畑になっております。現況は畑なんですけど、大きな土地の1筆としましては村有地の山林でございます。登記上の地目は山林でございます。現況は畑でサトウキビ畑として使われています。また農振地域ではないという状況でございます。それと契約の内容でございますが、10年間の転売禁止をつけている状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 農振地域ではない。そして10年間の転売禁止というのがあるんですけども、畑を利用しなくて、これを住宅を建てることも可能なんですよ。申請が通れば。そこら辺どういうふうなお考えなのか。その後、10年後、転売が認められました。住宅が建てられるような状況になった場合、平米単価500円だったと思うんですけども、ポンと跳ね上がるかと思うのですが、その辺どのようなお考えなのか。答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明します。

10年間の転売禁止と転用した場合どうなるかというご質疑でございますが、まず、10年後に転売される場合は何の契約上、可視がないという形になります。今回の契約としましては、畑として鑑定を入れて契約しております。その分、評価額は低いという状況でございます。それが宅地等に変更可能かどうかというところでございますが、水道施設を引いたりとか、電気施設を引くという状況になってくると、またそれなりの投資と言いますか、所有者において投資をしなければならないというところもあって、転用は難しい状況だというふうに、この鑑定の中でも確認されているところであります。ただ、それが10年以内に宅地に転用して本人が家を建てるという場合は、財産の価値としても上がるという状況がございますので、そのときはこの10年間に限るんですけども、その時点で役場のほうで宅地への転用が確認されれば、その転用された時期で鑑定を入れて、その上がった分を精算していただくという形で契約の中でうたっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時25分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時26分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に歳出の質疑を行います。質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 歳出について質疑いたします。

8ページ、2款1項1目職員採用試験実施委託料というのがあるんですけども、この詳細な説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 8番 與那勝治議員の質疑についてご説明いたします。

8ページの2款1項1目一般管理費、13節委託料の職員採用試験実施委託料17万2,000円でございますけれども、これにつきましては調理員職の職員の採用試験分と、次年度の会計年度任用職員の選考試験実施の委託料となっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 調理員と任用職員ということでありましたが、任用職員の採用試験とか、そういうときでも職員採用試験という名目でいいのかどうか。任用職員であれば任用職員と書いたほうがわかりやすいのかなというふうにも思ったのですが。それと、これも任用職員だろうというふうに思っていたんですけども、任用職員の募集要項と言うんですか、これは以前ダウンロードして持っているんですけども、事務補助、一般事務以外は担当課が選んでいくと。事務補助、一般事務は試験を受けて、合格者の中から任命権者が採用者を決めるというふうにありました。この違いですね、教養試験を受ける方と受けない方が出てくるんですけども、この辺の違いですね。採用に至るための基準はあるのかどうか、採用の基準。また試験を行うとありましたけれども、試験を行うというのは全国的な基準なのかどうか。会計年度ですので、これは毎年毎年試験を行うのか。この辺の説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時30分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時32分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明します。

まず1点目、今回会計年度任用職員の採用に当たりましては、筆記試験を実施する一般事務の方々、それから面接による採用をとらせていただいている方、2種類ございます。筆記試験の実施につきましては一般事務補助の職員ということを対象にしておりますけれども、今回筆記試験を実施しない部分については、看護師職であったり、保健師職であったり等、資格を有するもの。それから清掃人夫と言いましょうか、そういう外勤で仕事をされるの方々、等々は各課で書類選考、それから面接という形で実施させていただきたいということでございます。あと、これは毎年行うのかということでございますけれども、今一般事務の方々については、今回同様筆記試験を毎年行っていく方向で考えております。それから試験の基準についてですけれども、これについては総務省のほうからのマニュアルとか、会計年度任用職員の制度が始まる時にいろいろ出てきましたけれども、それについては基本、職員の場合は筆記試験を実施する選考の方法がとられますけれども、会計年度任用職員については筆記試験、もしくは面接、それから書類選考等、これを自治体に任されている部分がございますので、そのような基準となっております。全国的に行っているのかということでございますけれども、北部の市町村では書類選考、面接選考のみで筆記試験を行っていない市町村もあるかと思いますが、この辺は先ほど申し上げましたように各自治体に任せられている部分がございますので、全国的に公募による選考というのは行われているかと思いますが、各自治体まちまちだというふうに考えております。

今回、説明のほうに職員採用試験実施委託料ということで名目を打って、コメントをされておりますけれども、これについて職員の採用部分、先ほど申し上げました調理員職の部分と会計年度任用職員の部分と2つありますけれども、それをまとめた形で実施委託料というふうに表記させていただいております。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 会計年度任用職員の採用試験が事務補助、一般事務というふうになりますけれども、これは今帰仁村のみと言いますか、今帰仁村独自で、自治体に任せられている中で今帰仁村は試験を行うというふうにありました。今帰仁村はなぜ試験を行うのか、この辺の説明と。あと、科目内容と言うんですか、教養試験の内容が高卒程度という割には、意外と内容が濃くて、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能、このぐらい知能を持っている人であれば、普通に職員にもなれるのではないかなというふうに思うんです。任用職員に対して、今帰仁村はどの辺まで求めるのか。ここまで知能があればアドバイザー的な役割を求めるのか、それとも職員のサポート的な役割を求めるのか。この辺の説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明します。

筆記試験について、なぜ行うのかということでございますけれども、これについて二通りあると思います。筆記試験を実施して行う場合と、面接、書類選考による選考の場合と、二通りはあると思いますけれども、今回まず1点目に、会計年度任用職員制度という制度の中で、どれぐらいの方が応募するかわからない状況もございましたが、以前から長期臨時職員と言われている方々については、ずっとペーパー試験を実施してまいりました。その中で一番わかりやすいのは透明性を確保するというこの中で実施したいということでございます。これまでも複数年、同じ方が同じく雇用されている中で外部からお仕事をする機会を与えてほしいという声もちらほら聞かれたこともありまして、透明性を確保するという意味では希望される皆さんに同じくチャンスを与えたいということも意図するところでございます。それから先ほど科目内容についてありました。アドバイザー的な役割を期待するのか、それから職員のサポートということもありましたけれども、これについては採用試験を委託するセンターがございまして、そこにやる場合ですね、初級、中級、上級という形で、要するに高卒程度の内容の試験、それから短大卒程度の試験、四大卒の試験というふうにございまして、高卒ということですので、初級レベルでということですので、一番抑えた形での試験内容にはなっております。あと、この試験を受けることで職員のサポートという形で、一般職フルタイムについては職員と同等の形をとって、職員の代替という形の位置づけになるかと思っておりますけれども、それ以外のパートタイムの方々については職員の事務補助という形で捉えております。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの8番 與那勝治議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 試験について以前から長期臨時とか、そういうときには試験を行っていたということで理解しました。自分的に見て、結構ハードルの高い試験ではないかなというふうにも思っているんですけれども、これで抑えた試験と言うんですか、初級レベルということでありました。到底自分は受からないだろうなというふうにも思うんですけれども、これは任用職員の採用試験を受けるんですけれども、採用された場合にはキャリアもどんどん積んでいくはずなんです。ある程度の人材がキャリアを積んでいくと。仮に職員の空きができた場合に、こういう方からぜひ職員採用ができないものなのか。また

外部からもどんどん入ってくるような状況になると思うんですけれども、やはり村民からも優先的にと言いますか、仕事を与えてほしいというところもあるんですけれども、これは村内優先とか、そういうのはないのかどうか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

お仕事をされる中で経験を積んでいく方々が優先されるような加点と言いましょうか、あってもよいのではないかということなんですけれども、この辺につきましては、今回筆記試験ももちろんやっていきますけれども、その後に面接等もやっていきたいというふうに考えています。この会計年度任用職員についても人事の評価みたいなものも実施していく中で、今後、次年度に向けて公募をしてエントリーがあった場合に、その方々に関する仕事ぶりとかというの、いろいろ評価されてくる部分だと思いますので、この辺は筆記試験プラス面接等、それから前の年の勤務状況と言いましょうか、そういうのも含めて採用の際の参考材料にさせていただきたいということになります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時44分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時45分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 申しわけございません。ちょっと質疑の内容を取り違えていて、再度説明申し上げますが、会計年度任用職員として数年キャリアを積んだ後に職員採用という形で優先的に採れるかということなんですけれども、現在のシステムの言って、そういうシステムにはなっておりません。筆記試験を一樣に職員採用の場合は実施してまいりますけれども、その後に面接試験等もごさいます。その中では参考と言いましょうか、そういう部分では会計年度任用職員として仕事ぶりとかというのも一つ参考にされる部分だとは考えております。

すみません、もう一つ追加でありますけれども、村内の方を優先的にということでの質疑でありますけれども、これについては現在、住所要件を外した形で職員の採用については公募をかけている状況でありますので、これについては現在のところ村内優先ということでは考えておりません。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 同じく8ページ、歳出、2款総務費の1目一般管理費、13節委託料ですけれども、この任用職員というのは人数は何名なのか。それと何年継続で勤務できるのか、お伺いします。それと今、村内に限らないということですので、これは全国公募ということで公募をしていくのか。今帰仁村は今帰仁村独自でということでもありますけれども、これはペーパー試験をしない人もいるということですので、ペーパー試験をしない人はどういった特殊の人なのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時49分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時51分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 10番 與儀常次議員の質疑についてご説明申し上げます。

今回の会計年度任用職員についてですけれども、まず雇用年数の制限があるかということでもありますけ

れども、これは公募によって募集をして、そこから選考する場合については雇用期間、1会計年度ではございますけれども、会計年度ごとにつないでいくような状況になりますと、その年数の制限はないということです。年齢についても地方公務員法で年齢の制限も設けないようにということで総務省からの通知もありますので、年齢の制限についても設けてありません。会計年度任用職員の募集人員と言いましょか、何名ですかということでありましたけれども、今回予算に計上されています実施委託料としてあります筆記試験を実施する部分についての枠は、フルタイム職が2名、パートタイム職が24名、計26名ということであります。あとペーパー試験を実施しない方々については、どのような職種があるのかと。先ほども触れた部分がありましたけれども、今回の30の職種のうち、今申しあげました事務補助のパートタイム、フルタイムを除きますと、28職種あります。これの大体主だったものを申しあげますと、看護師職であったりとか、保健師職、それから栄養士とか、先ほど外でお仕事をされると言いましたけれども、文化財の発掘の方々であったりとか、かなり多くありますけれども、そういう方々については試験ではなくて、選考面接、それから書類選考という形を実施させていただきたいということでございます。ちなみに、この方々については職種がたくさん分かれておりますので合計で70名ほどになります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 ことしから働き方改革等の云々で臨時職員とか、パート職員とかいろいろあったんですけれども、この任用職員とは別で考えていいですか、一緒にくくって考えていいですか。この前、議会で出た非正規雇用とかありましたよね、働き方改革の中で。これも一緒にくくって考えていいですか、別々の採用になるのですか。これは任用ということで非正規雇用、臨時職員と採用が別々なのか、テストも。非正規雇用員はテストもする話が今出ているんですよね、職員から。これと同じなのかなと、別々で試験があるのかなと思って、今質疑をしています。12月議会で非正規雇用ということで働き方改革いろいろ質疑があったんですけれども。また任用職員ということで採用試験があるんですけども、両方受けることができるのかどうか。フルタイムで2人、パートで24名、合計26名とその他70名も出ただけけれども。両方のテストを受けることは可能なのか。前に非正規雇用のメンバーは職員から相談があって、説明があって試験をやると、これに落ちた人は仕事なくなるという話もあったんですが。その面については別々なのか、一緒にくくってやるのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

現在、非常勤職員として働かされている方々のほとんどは会計年度任用職員という位置づけになります。次年度以降の任用の形態からいくと、臨時的任用という形で職員が例えば産休に入ったりとか、病休に入ったりした場合の代替という形で出てくるのが臨時的任用という形になります。それ以外の方々で今の非常勤職員の皆さんが働いているような形態になるのが会計年度任用職員という、二通りになってまいります。あと、先ほど一般事務職とそれ以外の選考方法による試験、2つ受けられるのかということなんですけれども、これについては一般事務職ということで選考する場合に筆記試験を実施しますということにしてありますけれども、それ以外の資格職であったり、そういう方々も2つ、一般事務職の部分も希望すれば受けられますし、資格を保有していたりする場合は、その職の選考も受けられるということになり

ます。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 一般的には任用職員と私たちが理解してきたのは、定年を終わってから再雇用という方が任用職員と理解してきたんです。今の話を聞くと違う感じを受けますけれども。年齢もない、年数も1年、1年だけど、何年もできるということですよね。これは試験によって年齢がないというのは70、80歳までもできる可能性はないとも言えないことなんですよね、今の説明では。これにも年齢がないというのは、これは国の方針なのか、今婦仁村の方針なのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について、年齢制限の件がございましたけれども、総務省からの通知では会計年度任用職員の募集採用に当たってということで、新地方公務員法において、平等取り扱いの原則というのがございます。この中で年齢や性別にかかわらず、均等な機会を与える必要があるということがありまして、その辺についてはお仕事をやっていく中で、もちろん選考が入ってきますので、試験等ですね、職種について例えば著しくご高齢の方ではちょっと体力的に無理だろうとか、その職質の中で問題が出てくれば選考からすごい厳しい判断もせざるを得ないのかなというふうに思いますけれども、今のところは新地方公務員法に基づいて年齢の制限は公募の中で打ってはいけないということでございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時00分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時01分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時01分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時15分)

ほかに質疑ありませんか。1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 先ほどやっています8ページの職員採用試験実施委託料でありまして、先ほど2人のほうから質疑があつて、試験をやる目的等、あと選考方法等について理解はしておりますので、また、それにつなげて質疑をいたしたいと思えます。まず1つとして、委託にしないといけない理由というか、これは自前でできないのかですね。あと委託することによって、メリット、デメリットがあつたりすると思うのですが、そのほうの詳細な説明をお伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 1番 島袋 誠議員の質疑についてご説明申し上げます。

委託にしないといけない理由ということでございますけれども、出題する問題自体を委託するということは、ある意味こちらで作成した場合に、この試験内容とかが漏れたりとかというのも危険性としてはあると思います。それを委託することで透明性を確保するというので委託というふうに、職員採用試験もずっとそうですけれども、今回の会計年度任用職員制度の試験の問題集についても、センターのほうに委託をするということで考えております。

○ 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 委託にするにはそれが一番のメリットかなとは思えます。しかし、17万2,000

円の委託料が出ていますが、これが毎年になってくるわけですね、今までの流れの説明だと。そして先ほどから透明性、透明性ということであるんですけども、やはり透明性はもちろん試験をすることによってやるんですが、試験を受けるところと受けないところがある、その業種、この前ホームページに載っていた一覧には96名分で30職種、プラス保育士かなというふうに思うのですが、試験を受ける方が2業種の26名であって、外で勤務があるとか、あと免許資格とかあるから、その方たちは試験を受けなくていいということになるのですが、そこに例えば応募が1の枠に10やって、どう選ぶのかなというふうに思ったりします。26名分をやるんですが、その選考基準として、1位から26名を選ぶのかどうか。そのまま採用ということになるのか。透明性をうたっているんだったら、そうなのかなとも思いますが。その選考基準というか、選考方法ですね。面接も行うというのがあることはあるんですけども、また普段の試験だと若干名というふうにやって、十数名通ってやるんですけども、これは26名と決まっていますので、何名が一次試験を通過して、次の面接になっていくのかという仕組みが決まっていたら説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

試験を実施した後、枠のほうが先ほど誠議員のほうからありましたように26名というふうにごうたっておりまして、フルタイムが2名、パートタイムが24名という形になりますけれども、これは試験をして上位からずっと決めていく中で、面接等も含めて加点して、そこから総合的な点数をもって、フルタイム2人を配属したいと、あと残りをパートタイムという形で任用を考えております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時21分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時23分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

筆記試験を実施した後に面接何名ということでありましたけれども、今回実際応募をかけてみて、先ほど申し上げました26名の枠に対して、27名の申し込みがありました。こちらが募集している枠より1人多いような状況の応募状況だったわけなんですけれども、これについては今回枠からいくと1人が外れるという形に計算上なりますけれども、今回試験を受けられる27名の方については、全員面接は行いたいというふうに考えております。

○ 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 もっと応募が来て、想定での試験の開催だったかもしれないのですが、27名ということであるので、今のほうは理解したんですが、今はこれだけしかいないということでもあります。試験の申し込み案内の、令和2年度今帰仁村会計年度任用職員登録者募集要項というところに、これはホームページから取ったので、みんなが見れる情報だと思うんですけども、この勤務条件等の5のところに休日、土日、日曜日、国民の祝日及び年末・年始が休みということであって、定例会にも議案が上がっていた会計年度任用職員の欄に休日手当というか、休日出勤等もあるというふうに条例のほうに記載しているのですが、この職種の中に今帰仁城跡でもぎりをやっている職員も含まれているのかなと思うのですが、その休日扱いにするか、決めているかどうか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明します。

歴史文化センターでもぎり、受付の業務なんです、こちらに関しては現在シフト体制になっております。土日勤務がありますので、こちらは土日勤務ということで現在考えています。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時26分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時30分)

嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

募集要項の4勤務条件等の概要があります。島袋議員がおっしゃる⑤ですね、休日、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末・年始、慰霊の日については休日ということですが、歴史文化センターの受付業務については、③ですね、手当、条件に応じ支給するという項目があります。括弧書きで通勤手当、期末手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、退職手当ということでありまして、こちらについては選考試験が行われまして、面接試験の中で勤務条件を説明しながら対応していきます。現在のところ時間外勤務手当、休日勤務手当については支給するという事は考えておりません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時32分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時32分)

ただいまの1番 島袋 誠議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 もう一度、今の手当等のことは、しかし、条件に応じ支給あり、通勤手当、期末手当、時間外勤務手当、休日勤務手当というふうに書いていて、募集要項の5のほうで休日は土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末・年始、慰霊の日というふうに記載しているんですね、それで募集をしていると思うんです。これで支給をしないというのは、やはりおかしいことではないかなと思いますし、そうでなければ枠から外すべきではないかなというふうに感じるのですが、その点、もう一度確認と。あと、最後に現在は27名、募集規定26名の枠ですので、試験をして総合的に判断をします。先ほどから8番の勝治議員のときからありますとおり、試験をして透明性を出すためにやるというふうになっておりますので、毎年試験を実施する。すごい会計年度任用職員にとっては負担になると思います。毎年、毎年、試験をして点数を出されるということで。しかし透明性を出すということですが、この募集のところの合格から採用までの経路というふうにあります、(1)合格者は採用者名簿に登録され、任命権者が採用候補者名簿の中から採用者を決定するというふうにあるんですけども、これだと例えば26名の枠に50名が一次を通ります。そこで面接をして決めますというふうに仮定すると、透明性というのがもっとなくなるのではないかなというふうに感じてしまうのですが、その点、合格から採用までの経路、どこに透明性を見出せばいいのかなというふうに思います。これまでやった職歴とかそういうのを加算していくかもしれませんが、その見えない部分ですので、このほうは試験を毎年、毎年実施して、予算も使ってやっていくので、本当に透明性を出すというふうにするには、こちら辺も応募者が多数になると仮定して、こういうふうに決めていると思いますので、その辺ですね、今後どう透明性を出していくか、答弁を求め

ます。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの歴史文化センターの受付業務について説明をいたします。

まず、勤務条件については先ほどお答えしたとおり、勤務条件に応じて支給するというので、条件を面接時に説明して、こちらは対応していきます。そして今回の試験の中から外すべきではなかったということについては、今回こちらの業務が事務補助というところで位置づけられておりますので、透明性を確保するというので募集要項に載せて、試験を受けるということになっております。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの島袋 誠議員の質疑についてご説明申し上げます。

試験の透明性の確保ということでございますけれども、これは一旦、筆記試験を実施して、それと面接等の試験の中で成績優秀者について、上位からずっと採用名簿候補者の中に登載していく形になります。これは正規職員の試験のときも同様になりますけれども、この辺について登載された方々の中から採用ということで順次、登載名簿の中から拾っていくような形は出てきますが、名簿登載については、ある意味、登載される方というのは試験を実施していく中で、自分たちがほしい枠の中で成績優良ということで載せるものでありますので、この辺については面接についても複数名でもって、きちんとした形で面接をしていながら、きちんと点数をつけていくということで名簿登載上位からずっとのつけていきますので、その辺については採用の順番と言いましょか、いろいろ出はくると思いますが、成績の上のほうからきちんと採用できるような状況をもって、透明性を確保していきたいというふうに思います。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 歳出について質疑をいたします。

8ページ、2款1項1目の13節であります。これまで皆さんいろいろ質疑をしているので、大体理解はできているところでありますけれども、今回試験を行うということで26名の枠に対して、応募者が27名ということで、そういうのを含めて理解いたしました。近隣市町村いろいろと応募内容を確認していますが、ほぼほぼ試験をするところというのはないです。各担当課で書類選考をし、その書類選考の中から面接をし、その中で合否を決めていくという、そういう自治体がある中で、あえて今帰仁村においては透明性を確保するために26名に関しては試験をしますよということで理解はしているところでありますが、これは外部委託ということで、多分初級レベルの、これは合格点数とかも、職員採用試験の合格点数に準じた形の試験の内容になってくるのか、確認をしたいと思います。これは今回27名が受けて、26名必要なのに、この合格点に満たない人数になった場合、どう対応するのということも今後の課題として出てくると思うんです。そもそもほかの自治体は試験もしていないですし、こういう予算も必要ない中で、あえて透明性を出すためにやっていると思うんですけれども、点数に満たない人が出てきた場合にどうするのかということ。あと、募集内容を確認したところ、結局余分な合格者を出すわけですね。採用されない場合もありますと書かれていますので。例えば26名中27名、みんな点数は合格したとして、余分に採るわけですから、有事の事態に備えて、27名合格するでしょうということの中で、そもそも透明性の確保のために、これをやっているという意味が、そもそも論が成り立つのかどうかということがすごく疑問で

す。そのためにわざわざ17万2,000円を使うのかというところ、これはしかも財政調整基金で多分充てると思うんですけども、そもそも財政厳しいですよという状況の中で、あえてやりますよというところがすごく疑問があります。まず、そこをお聞きします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 2番 上原祐希議員の質疑についてご説明申し上げます。

今回試験を実施することに当たって、先ほど祐希議員のほうからもありましたけれども、こちらとして想定していた人数ですね、申し込みいただけるだろうと思っていた想定人数と若干少ないような気がします。枠が26名に対して27名ということもあります。ただ、試験については先ほども申し上げましたけれども、以前に非常勤職員の長期臨時と言われる方々を採用するときに、これはやはり無試験ではボーナスとか、賃金職員と言われる方々とはちょっと条件が違って来た部分がありました。その中で試験をすることで透明性と言いましょうか、それを確保していった、長期臨時の枠にはめる人、それから賃金職員としてやる人ということで分けていったような状況があります。そういう過去もありまして、今回も応募していただける人数が余り予測できなかったと言いましょうか、これもあって、結果的に27名ではあるんですけども、これがもっと多かった場合に、やはり書類選考だけでいけるのかと、過去の長期臨時職員を選考したときのような感じで出てきたときに、その中で住民の中から声としてあったのが、長期的にずっと雇用される方々はずっと役場のほうで雇用される、声かけのない人は何かチャンスをもたえないのかというのも声として一つあって試験というふうな経緯を踏まえたことがあります。今回についても会計年度任用職員ということで、フルタイムの場合は退職金も出てきますと、パートタイムについても期末手当等、雇用の条件がよくなっていくという面では、こちらとしても申し込みをいただける方が結構ふえてくるのではないかとということもあって、選考試験は実施していきましようということでもありますので、先ほど次年度以降も筆記試験については実施していく方向でということでも申し上げましたけれども、今回のような感じでの形で申し込みが著しく枠と同じような状況、割り込む状況、いろいろ考えられますけれども、少ない場合は次年度以降どうするのかというのは検討課題だなというふうには考えております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時46分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時48分)

2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 試験等のあり方も毎年という話であるが、今後しっかり検討をしていくということでありましたので、そもそもこれは24名のパートタイムの方に関しても毎年やらなければいけないというところもあるんですけども、この採用試験の基準の初級ですけども、それを毎年、毎年課せられるわけですよ。ものすごい負担感だと思います。職員だったら採用されれば別に試験を受けるわけでもないですし、一度受ければ採用されてしまえば、それでオーケーなんですけれども、パートタイムの方まで毎年、毎年試験を受けてという中で、それで27名の今回応募ですけども、もしかしたら減る可能性だって考えられると思います。こんな苦勞してまでという人も出てくる可能性も出てくるので、じゃあ割り込んだらどうするんだということになってきますよね。この試験があるから、やっぱり受けませんという方が出てきて、ほしい人数が確保できないことだって想定できると思うんです。そもそも試験をすると

いう今帰仁村の姿勢を誰がどう決めてやっているのか、よくわからないですけれども、それは来年度以降も含めて募集、今ですら27名なのに減る方向も考えられるので、本当に慎重に考えてもらいたいと思っております。だったらフルタイムの2人に関しては、これまでどおり試験、可能であればですよ、いいと思うんですけれども。わざわざ費用をかけて、正直私は今帰仁村のプラスにはなっているとは思っていません。この辺ですね、もうちょっとしっかり次年度以降、今年度はあれですけれども、次年度以降本当に考えていかないといけないのかなと思っております。人数を確認しましたところ、今までの臨時職員よりも多分減りますよね。減るにもかかわらず応募数がまた少ないという現状ですよ。ここは鑑みて、しっかりと次年度以降、この試験のあり方といいますか、考えていただきたいところであります。その辺トップであります村長の権限もあると思しますので、そこを含めまして、ぜひ今の村当局の考えをお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 2番 上原祐希議員の質疑にお答えいたします。

国の法律の改正に伴う会計年度任用職員の採用試験の件ですが、フルタイム、パートタイムという初めての制度ですので、先ほど担当課長からも説明があったとおりですが、議員の質疑の中でもいろいろ課題も指摘されておりますので、ことしは試験をする方向で決定しておりますので、やっていきますけれども、次年度以降について、今村の財政状況もいろいろ厳しい中にはありますけれども、フルタイムの2名についても、もともとは正規の職員がやっていた非常に重要なポジションであります。行革との絡みでそこがずっと今回のフルタイムの採用試験の2名ということですので、このフルタイムについても次年度以降、正規に持っていくかを含めて検討をして、試験制度の検討をしていきたい。今回に関しては先ほど答弁したとおりの方法でやっていきますけれども、まずことしやって、例えば26名の枠に27名応募していますけれども、試験の結果、点数の問題、それからまた試験を受けた方が全部採用に応じるかどうかというのもまだ確定ではありませんので、そこら辺総合的に踏まえて次年度以降の課題を検討していきたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時53分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時53分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時53分)

午 後

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

午前に引き続き歳出の質疑を行います。質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 補正、歳出について質疑をいたします。

先ほどから皆さん質疑をしていますが、職員採用試験についてなんですけれども、先ほど課長の答弁のほうから、総務省からの通達で性別や年齢に関係ないようなもろもろの説明があったんですけれども、正職員の年齢というのは制限されているのでしょうか。試験を受けられるときと定年のときですね。答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 9番 山城 太議員の質疑についてご説明申し上げます。

職員採用試験に当たっての年齢要件につきましてでございますけれども、35歳までが受験できることとなっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 それでは会計年度任用職員の方々は年齢は一切関係ないということなのですが、職員は制限35歳というのがあるんですが、何か違和感を感じるんですけれども。なぜ、正職員は年齢制限があって、会計年度任用職員はそういうふうになるのか。総務省からの通達とあるんですが、これは命令なんですか、法的な問題でそうなっているのか。そうであれば正職員、それも精査をする必要が出てくるのではないかと思うのですが、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時31分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時39分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 9番 山城 太議員の質疑についてご説明申し上げます。

まず、最初に会計年度任用職員の年齢制限がない件についてですけれども、これにつきましては先ほど新地公法で平等な取り扱いの原則を踏まえということがありましたけれども、例えば民間の会社であった場合は雇用対策法の中で年齢制限を打たないことというふうになっていて、この2つの法律の絡みから採用の年齢については打たないことになっております。今回職員の採用についてということですが、過去には年齢制限を撤廃してというか、59歳の方まで採用試験を受けられるということで受験をさせた経緯もありますが、その後、役場の職員自体が60歳定年制ということでありますので、そこから年齢を引き下げていって、35歳までということになった経緯があります。これは基準となったのが恐らく教職員に採用年齢がその当時35歳だったということもありまして、それを基準にして35歳ぐらいまでが適当ではないかと。過去には28歳だったときもございました。私たちが実際職員として採用されたときも28歳という年齢の制限の中でいきましたけれども、現在その基準をもって35歳ということで設定されているということでございます。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 会計年度任用職員の採用試験なんですけれども、それには推薦枠というのはないのでしょうか。正職員は推薦枠があるんですよね。人事のほうに第4条、職員の採用は推薦制または競争試験によるものとする。推薦もできるということですよ、解釈するんですけれども。正職にはそれがあるって、会計年度任用職員にはそういったのがないのか。その辺の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時42分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時43分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

会計年度任用職員の任用についてですけれども、新地公務員法第22条の2第1項で、競争試験または選考により採用する特例を設けてありますということで、総務省からの通知となっておりますので、この会計年度任用職員については推薦制というのは設けておりません。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの9番 山城 太和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 今回の会計年度任用職員に関しては理解できるんですけども、正規職員の現状の条例ですね、これの推薦制とあるのですが、これはずっと残っていてよろしいのでしょうか。これこそ不透明な条例だと思うんですが。そこら辺どのような整合性を持って、今回の提案に当たったのか。正規職員の関連で質疑させていただいているのですが、その辺どのように捉えて、どのような整合性、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時46分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時50分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

山城議員がおっしゃられている今帰仁村職員採用に関する規則の中の文言で、第4条、競争試験の中に推薦制または競争試験によるものとする。それが載っておりますけれども、基本的には競争試験ということになっています。採用の仕方については特別な技術を要する者とかというものは、特別採用という形もとられている過去にはありますけれども、今回議員がおっしゃられております推薦制というものについては、ちょっと不透明な部分と言いましょうか、わかりにくい部分がありますので、この辺については推薦制というのが特別採用に当たるものなのかという文言をあらわしているのかということもありますので、これは今後ちょっと精査させていただいて、この推薦制というものをなくすとか、先ほど申しあげました特別採用という文言を使うのか、その辺も今後検討をさせていただきたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 質疑いたします。

歳出ですね。14ページの10款5項1目社会教育総務費の中の児童生徒の県外派遣事業があります。これの財源ですね、特定財源として国県支出金がありますが、これの補助事業の名称とか、そういったのがあのか。あと、一般財源はどこから来ているのか。あと、この派遣事業の内容、どこの団体がいつ、どこにというのがあると思いますので、それをお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 3番 與那嶺 透議員の質疑について説明いたします。

14ページの10款5項1目社会教育総務費のうち、19節の負担金、補助の県外派遣事業でございますが、今回60万円を計上しておりますが、その事業については財源としましては、そのうちの事業の20万円分が一括交付金事業のもので国庫支出金として16万2,000円が手当てされております。それから一般財源のほうは歳入のほうで説明しましたが、財政調整基金からの繰り入れになっております。財源としては以上でございます。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

児童生徒等の県外派遣事業の内容についてなんですけど、こちらは沖縄振興特別推進交付金事業、いわゆる

る一括交付金事業です。その中で交付金、補助金交付要綱があります。この中で小中学校、そして県立北山高等学校、そして今帰仁村出身である高校生に対しての県外、離島分については村単費になります。旅費についての支援をする補助金になります。補助金の内容にしましては交通費、宿泊費の助成となっております。今回計上した60万円については、12月に行われております北山高校の理科研究発表大会があります。それと今帰仁中学校ソフトテニス部、そして駅伝部のクロスカンントリー大会が2月、3月に出場権を獲得してまして、その分の経費の増額となります。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 財政調整基金なんです、これはプールされてのものだと思うのですが、以前、文化スポーツ子ども育成基金みたいなものがあったんですけれども、こういった基金として県外派遣事業に特化した基金が以前あったと思うのですが、今はどうなっているのか。ちょっと聞きたいんですけれども。あと、一括交付金の中で、この枠がある程度決められていて、すぐ使えるのか、今申請されていたら、この枠がある程度ないとすぐにはお金は出ないかと思うんですけれども、この一括交付金の中に約20万円が、これに特化したものとして残っているのか、伺いたいです。あと、北山高校の研究発表会ですか、12月に行われた。これは終わってからの交付になるかと思うんですけれども、これでも大丈夫なのか、12月に行われているということで、できれば行く前に交付するのがいいのかなというふうに思っているんですけれども、その辺ですね。今回今帰仁中学校のソフトテニスとクロスカンントリーに関しては、これからということで、いつごろ交付されるのか、伺いたいです。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 前回説明しました、今回與那嶺 透議員が確認しております九州高等学校生徒理科研究発表大会が12月ということで、これが申請上どうなのかという件について、ちょっと訂正させていただきたいと思っております。こちらは今回の経費ではなくて、今まである予算で対応していきたいと思っております。中学校ソフトテニス研究大会は、まだ選考途中でありまして、男女合わせて2大会があります。男女それぞれ出ますと4回の派遣がありますので、その計上分と、全日本クロスカンントリー大会、今帰仁中学校駅伝部の参加の経費になります。訂正をさせていただきます。それと文化スポーツ子ども育成基金ということでありましたが、現在こちらも運用しております。社会教育課のほうで事務を取り扱っております。これに関しては今回ある児童生徒等の県外派遣事業に関する補助事業がありますが、こちらの助成をしたものの3分の1は利用できる形で、プラス助成金も支払っております。文化スポーツ子ども育成基金に関しては、ご存じのとおり年2回開催しているチャリティーゴルフ大会を運用して、資金としております。そして一括交付金にかかわる補助基本額120万円の内訳金額に関しては、予算的には360万円で、100万円が補正前の補助の基本額で、今回また12万円程度上乗せになりますが、こちらは一括交付金事業にかかわる補助の対象になるものは交通費の中の渡航費ということで、航空運賃の2分の1が該当しまして、それに補助率を80%掛けた金額が補助金に当たります。それとソフトテニス部と駅伝部の派遣が残っておりますが、大会が2月中旬以降と3月の後半、春休みを利用されますので、予算が通って後、この大会に申請することになります。中学校のほうから申請をして大会前に受け付けをして、その後、実績報告を受けて確定することになります。

ただいまの件は事前に資金が受け取れるかということなのですが、要綱の中にも資金前途ということができることになっておりますので、その辺は大丈夫です。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第1号 令和元年度今帰仁村一般会計第9回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第1号 令和元年度今帰仁村一般会計第9回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「報告第1号 専決処分の報告について」を議題とします。

本件について、提出者の報告を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

令和2年2月3日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名 今帰仁西地区3号農排工事

| | |
|-------------|-------------|
| 議決された契約の金額 | 74,520,000円 |
| 専決処分した契約の金額 | 1,754,000円 |

理 由

設計変更及び消費税増税に伴う増額のため専決処分する。

令和 2 年 1 月 15 日
今帰仁村長 喜屋武 治樹

なお、変更設計書及び計画平面図を添付しておりますのでお目通しください。

○ 座間味 薫 議長 次に、議決事件の条項、字句及び、数字等の整理についてお諮りいたします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和 2 年第 1 回今帰仁村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 2 時05分)

上記、地方自治法第123条第 2 項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 嘉 陽 崇

署名議員 島 袋 誠